

第7章 誘導施策

7-1 居住誘導区域における施策

■良好な居住環境の確保

居住誘導区域内における定住を促進するため、生活に必要な各種施設の適切な維持や整備などにより、良好な居住環境の確保を進めます。

図表 7-1 良好な居住環境の確保に向けた施策

老朽化した都市施設の計画的な改修の実施
公共建築物の長寿命化・複合化
居住環境の維持・向上に向けた市営住宅の適正管理【市営住宅管理・整備事業】
都市計画道路の整備促進
定住促進に向けたシティプロモーションの実施
空き家バンク制度を活用した空き家や空き地などの流通促進
土地区画整理事業区域内の公園整備（横根平子地区、北山地区）【街区公園の整備】

■人口増加に対応する住宅地の確保

今後の人口増加に対応するため、土地区画整理事業による住宅地の確保を進めます。

図表 7-2 人口増加に対応する住宅地の確保に向けた施策

土地区画整理事業による良好な住環境の整備（横根平子地区、北山地区）
空き家バンク制度を活用した空き家や空き地などの流通促進

■定住促進に向けた施策の実施

居住誘導区域内への定住を促進するためのソフト対策を進めます。

図表 7-3 定住促進に向けた施策

定住促進に向けたシティプロモーションの実施
国の住宅改修関連支援制度の活用（バリアフリー・耐震・省エネルギー など）

7-2 都市機能誘導区域における施策

(1) 大府駅周辺

■誘導施設の整備

誘導施設に設定した施設のうち、健康都市おおぶの玄関口にふさわしい施設の整備を進めます。
なお、施設整備においては、地域交流機能や地域防災機能などの住環境向上を考慮したものとします。

図表 7-4 誘導施設の整備に向けた施策

子育て支援機能を有する施設の整備

■にぎわいを創出するウォーカブルな空間の整備

駅周辺を訪れる人がまちの魅力を感じることができ、都市機能誘導区域内のにぎわいを創出するウォーカブルな空間整備を進めます。

図表 7-5 にぎわいを創出するウォーカブルな空間の整備に向けた施策

安全性や利便性を高める交通処理空間の再構築（駅前広場の機能強化）
歩行者優先の安全な道路空間の構築（コミュニティ道路の整備）
にぎわいを生み出す歩行空間の整備
景観の魅力を高め、歩きたくなる歩行空間の整備
歩行者や自転車が円滑に通行できる自由通路の整備
実証実験を踏まえた公衆無線LANの整備

■駅周辺の居住促進とあわせた多様な機能の誘導

マンション建設が進む駅周辺において、まちの魅力を高め、市民生活の質を向上するため、引き続き居住機能の誘導により居住を促進するとともに、公有地の活用や駐車場・駐輪場の高度利用・集約化により土地の創出を行い、暮らしの場や働く場として魅力を向上する多様な機能の誘導を進めます。

また、生活利便施設（生鮮食品を扱うスーパーや飲食店など）については、図表 6-6 の都市機能誘導区域内での誘導施設にはしないものの、駅周辺での立地を求める声があることから、誘導施策として取り組みます。

図表 7-6 駅周辺の居住促進とあわせた多様な機能の誘導に向けた施策

マンションをはじめとする居住機能の誘導
駅前居住者や駅利用者が利用できる生活利便施設の誘導（生鮮食品を扱うスーパーや飲食店などの誘致）
“新しい生活様式”に柔軟に対応できるコワーキングスペースやサテライトオフィスの誘致及びオープンスペースの整備
緑地空間をはじめとする公共空間を活用し、マルシェ、バザー、キッチンカーなどの市民の交流を促進する飲食機能の誘導
空き家や空き店舗の利活用の促進【空き店舗等利活用補助金】

■市民交流の促進

地域や民間事業者と連携しながらイベントの開催を支援するなど、市民の交流を促進する取組を進めます。

図表 7-7 市民交流の促進に向けた施策

緑でまちの魅力を高め、人を呼び込む観光緑化（グリーンインフラ※）の推進
市民交流イベントなどの地域主体のまちづくり活動の促進（補助金交付【商店街事業補助金】、手続き補助などの支援、道路・駅前広場・公園・緑道などの公共空間・地域資源の活用による支援）
新たな人材確保に向けた働きかけの推進（若者会議や若者駅前プロジェクトなどの開催）
指定管理者による健康にぎわいステーション KURUTO の運営【健康にぎわいステーション事業】

※ グリーンインフラとは：社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

(2) 共和駅周辺

■誘導施設の整備

交通結節点としての特性を活かし、市民交流の創出につながる施設の誘導を進めます。

図表 7-8 誘導施設の整備に向けた施策

交流機能を有する施設の整備

■にぎわいを創出するウォーカブルな空間の整備

駅周辺を訪れる人がまちの魅力を感じることができ、都市機能誘導区域内のにぎわいを創出するウォーカブルな空間整備を進めます。

図表 7-9 にぎわいを創出するウォーカブルな空間の整備に向けた施策

安全性や利便性を高める交通処理空間の再構築（駅前広場の機能強化）
歩行者優先の安全な道路空間の構築（コミュニティ道路の整備）
景観の魅力を高め、歩きたくなる歩行空間の整備
実証実験を踏まえた公衆無線 LAN の整備

■駅周辺の居住促進とあわせた多様な機能の誘導

マンション建設が進む駅周辺において、まちの魅力を高め、市民生活の質を向上するため、引き続き居住機能の誘導により居住を促進するとともに、駐車場・駐輪場の高度利用や集約化により土地の創出を行い、暮らしの場や働く場として魅力を向上する多様な機能の誘導を進めます。

また、生活利便施設については、図表 6-7 の都市機能誘導区域内での誘導施設にはしないものの、駅周辺の既存施設の維持を求める声があることから、誘導施策として取り組みます。

図表 7-10 駅周辺の居住促進とあわせた多様な機能の誘導に向けた施策

マンションをはじめとする居住機能の誘導
駅前居住者や駅利用者が利用できる生活利便施設の維持（生鮮食品を扱うスーパーや飲食店などの維持）
“新しい生活様式”に柔軟に対応できるコワーキングスペースやサテライトオフィスの誘致及びオープンスペースの整備
空き家や空き店舗の利活用の促進【空き店舗等利活用補助金】

■市民交流の促進

地域や民間事業者と連携しながらイベントの開催を支援するなど、市民の交流を促進する取組を進めます。

図表 7-11 市民交流の促進に向けた施策

緑でまちの魅力を高め、人を呼び込む観光緑化（グリーンインフラ）の推進
市民交流イベントなどの地域主体のまちづくり活動の促進（補助金交付【商店街事業補助金】、手続き補助などの支援、道路・駅前広場・公園・緑道などの公共空間・地域資源の活用による支援）
新たな人材確保に向けた働きかけの推進（若者会議や若者駅前プロジェクトなどの開催）

7-3 公共交通ネットワーク形成に係る施策

■公共交通結節機能の強化

乗り継ぎの利便性を向上することで公共交通ネットワークの充実を図るため、公共交通結節機能の強化を進めます。

図表 7-12 公共交通結節機能の強化に向けた施策

安全性や利便性を高める交通処理空間の再構築（駅前広場の機能強化）
各種公共交通機関との相互連携強化

■循環バスをはじめとする公共交通の利便性向上

循環バスは、市民生活を支える公共サービスであることに加え、市民の健康の保持増進及び社会参加の促進に寄与すべく、大府駅及び共和駅を交通結節点とし、市内全域をカバーしています。今後の高齢化の進行に伴い、買物支援及び通院支援としての役割の重要性が高まることを踏まえ、さらなる利便性の向上に向けて、改善・充実を図ります。

また、高齢者をはじめとする誰もが公共交通を利用し、外出したくなるように、70歳以上の市民が無料で循環バスを利用できる「ふれあいパス70」の配布や循環バスを身近なものに感じてもらうための乗り方教室の実施など、循環バスのルート・ダイヤの改善・充実と併せて公共交通の利用促進につながる取組を進めます。

図表 7-13 循環バスをはじめとする公共交通の利便性向上に向けた施策

バスのルートやダイヤの見直しなどサービスの改善・充実
循環バスにおけるキャッシュレス決済の導入
公共交通の利用促進に向けた分かりやすい情報発信
ICTを活用した新たな地域公共交通サービスの推進